

宮城県公報

行 政 組 織 規 則
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	(農政総務課)	一
告 示		
○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(五件)	(水産林政総務課)	四
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	五
○土地区画整理組合の定款変更の認可	(都市計画課)	五
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(同)	八
教育委員会		
選挙管理委員会		
○宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則		八
政治団体の届出		
○政治団体の届出事項の異動届		九
○政治団体の解散届		九
政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)		一〇
○資金管理団体の指定取消し等の届出		一〇

ページ

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二宮城県災害弔慰金等支給審査会の項を削る。

附 則

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則(昭和四十二年宮城県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二十三号中「第二百三十一条第一項第二十一号」を「第二百三十一条第一項第十七号」に改め、同項第二十四号中「第二百三十一条第一項第二十二号」を「第二百三十一条第一項第十八号」に改める。

様式第五十九号中「第231条第1項第21号」を「第231条第1項第17号」に改める。

様式第六十号中「第231条第1項第22号」を「第231条第1項第18号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の農業協同組合法施行細則による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第五百四十二号

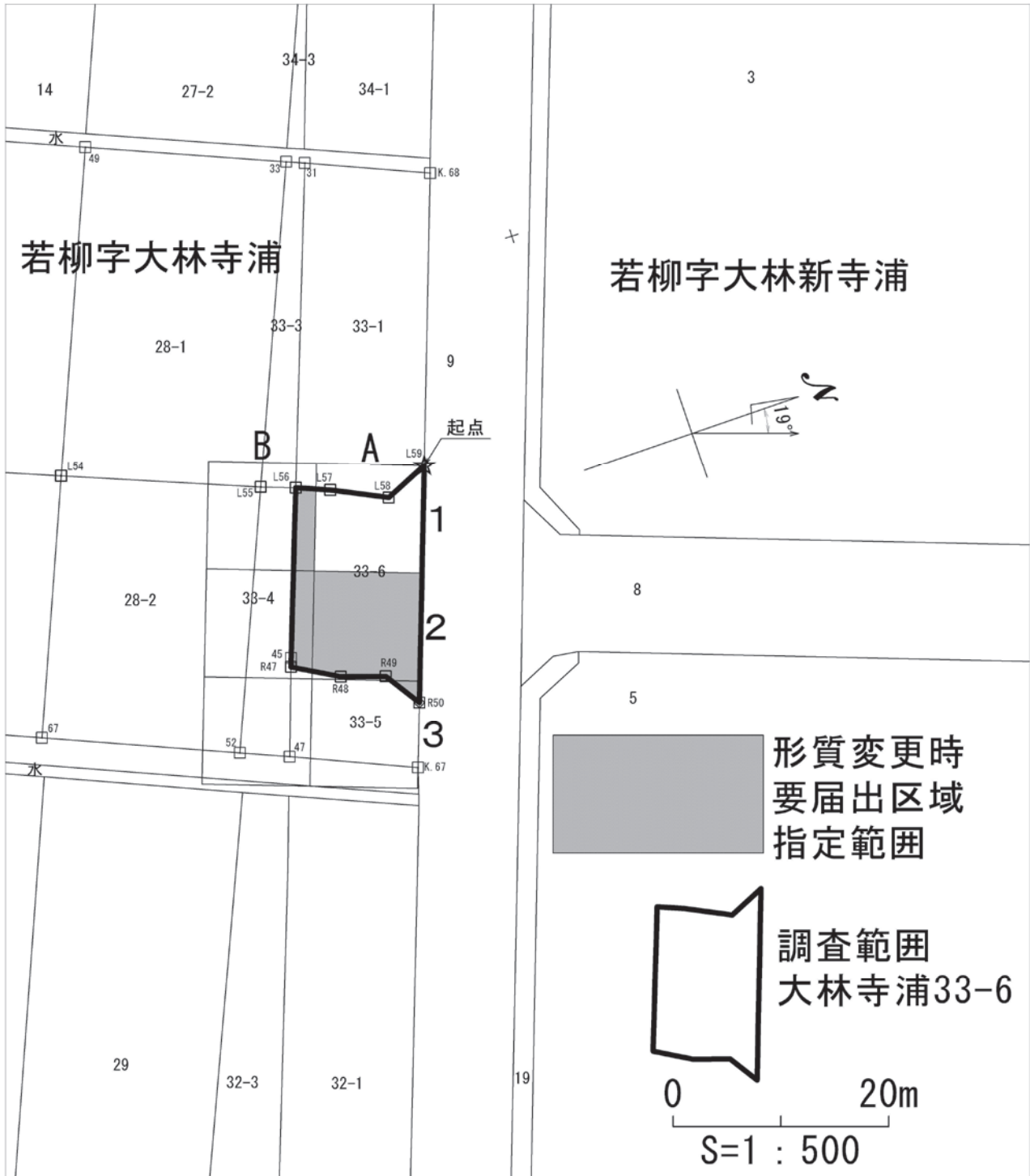
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

栗原市若柳字大林寺浦三十三番六の一部とし、次の図のとおりとする。



〈起点〉

起点は調査地の北端とする。

〈格子の回転角度〉 19°

格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線、並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

○宮城県告示第五百四十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和四年七月二十二日

○宮城県告示第五百四十四号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百六十六 加入区	平成十九年宮 城告示第 百三十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の石巻市東 部支所の福貴 屋敷、土手、 小田浜の区域	令和四年七 月 四日	石巻市福貴浦 字土手三 十七番一 阿部 一弘 石巻市福貴浦 字小田浜 一十七番 阿部 浩之	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	十八人

○宮城県告示第五百四十五号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百六十九 加入区	平成十九年宮 城告示第 百三十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の石巻市東 部支所のうち 鹿立屋敷の区域	令和四年七 月 四日	石巻市狐崎浜 字鹿立屋 敷六十二 番六 石森 裕治 石巻市狐崎 浜字鹿立 屋敷五十八 番 平塚 房雄	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	七人

○宮城県告示第五百四十六号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百七十加 入区	平成十九年宮 城告示第 百三十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の石巻市東 部支所のうち 清水、柳崎屋 敷、道ノ	令和四年七 月 四日	石巻市狐崎 浜字狐崎 屋敷十番 佐藤 信也 石巻市狐崎 浜字荒田 入四十二 番 阿部 清也	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	十人

○宮城県告示第五百四十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百七十二 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に て告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 市東部支所の 地区のうち牧 屋敷、福貴道、 竹浜道の区域	令和四年七月 四日	石巻市牧浜字福貴道四 一六 阿部 貴俊 石巻市牧浜字竹浜道四 一五 佐藤 清之	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 八号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	七人

○宮城県告示第五百四十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百七十五 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加	令和四年七月 四日	石巻市竹浜字狐崎道八 一五 阿部 輝喜 石巻市竹浜字家ノ入十 二一 平塚 伸佳	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 八号）第十八 条の四に規定	四人

加入区の設定 で告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 市東部支所の 地区のうち竹 屋敷、竹屋舗 の区域	する特定かき 養殖業
---	---------------

○宮城県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林子定森林の所在場所
伊具郡丸森町字廻倉六一の一・字中沢三の一・四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字廻倉六一の一・字中沢三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 宮城県告示第五百五十号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。
令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称
 仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所の所在地
 仙台市宮城野区萩野町二丁目三番一号オフィスマトビルⅢ三〇二

三 設立認可の年月日
 令和三年十二月一日

四 変更の内容
 事務所の所在地
 (変更前) 第五条 この組合の事務所は、仙台市宮城野区萩野町二丁目三番一号オフィスマトビルⅢ三〇二に置く。
 (変更後) 第五条 この組合の事務所は、仙台市宮城野区岩切字羽黒前八十九番地に置く。
 変更認可の年月日
 令和四年七月十五日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 購入物品及び数量 万能試験機ほか 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和五年三月十七日(金)
- 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター(宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であることを要すること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年八月三日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年八月三日（水）まで2あてで申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年八月三日（水）午前九時から令和四年八月十八日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年八月十八日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 令和四年八月二十三日（火）午前九時から令和四年八月三十一日（水）午後五時
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年八月三十一日（水）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年九月一日（木）午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。
六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Universal testing machine and others (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : March 17, 2023 (Fri.)
- 3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government
- 4 Deadline for Bid Submission : August 31, 2022 (Wed), 5 p.m.
- 5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 除雪トラック(七七級) 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年六月十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 UDトラックス株式会社 埼玉県上尾市大字壱丁目一番地
- 五 落札金額 二千九百万円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年五月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和四年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 航空機騒音観測装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町

三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和四年六月二十二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社アオサイエンス 宮城県仙台市太白区富沢南二丁目十一番五号
- 五 落札金額 二千九百二十万円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年五月十三日

教育委員会

宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十二日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第二十一号

宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会会議規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「委員」の下に「の出席」を加え、「しなければならぬ」を「することにより行うものとする」に改め、同条第二項を次のように改める。
- 2 災害その他やむを得ない理由により、委員が、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集することが困難であると教育長が認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)により出席することができる。
- 第八条中第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 委員は、秘密会の会議に、オンライン会議システムにより出席することはできない。ただし、通信内容の秘匿措置が講じられていると教育長が認める場合は、この限りでない。
- 第十二条中「退席する者」の下に「(オンライン会議システムにより出席する委員で、議事中に映像又は音声の送受信が停止している状態にあるものを含む。)若しくは第八条第三項本文の規定により秘密会の会議に出席することができない者」を加える。
- 第二十二条中「出席者」の下に「(オンライン会議システムにより出席する委員を含む。)」を加える。
- 第二十七条第三項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和四年七月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称、代表者の氏名、会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地、公職の種類、村等の区域を単位として設けられる支部、届出年月日

自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部 櫻井 充 佐藤 道昭 仙台市青葉区一番町一丁目三〇番地 参議院議員 〇 令和四年五月三十日

○宮選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年七月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称、代表者の氏名、異動事項、新、旧、異動年月日

自由民主党宮城県支部連合会桜会支部 沼田 啓介 主たる事務所の所在地 仙台市泉区長命ケ丘三丁目一丁目一 令和四年四月九日

会計責任者の氏名 遠藤 秋見 高橋 義憲

自由民主党山元町支部 岩佐 隆 会計責任者の氏名 品堀 栄洋 松田 正雄 令和四年一月三十日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称、代表者の氏名、異動事項、新、旧、異動年月日

木村美輝後援会 奥津 勝弥 代表者の氏名 奥津 勝弥 木村 美輝 令和四年五月四日

自由民主党宮城県青年議員連盟 佐々木賢司 代表者の氏名 佐々木賢司 長谷川 敦 令和四年五月二十日

親善会 中沢 幸男 会計責任者の氏名 中沢 香織 佐々木康治 令和四年六月一日

中沢幸男の会 栗原 憲昭 会計責任者の氏名 中沢 香織 佐々木康治 令和四年六月一日

はしもと伸一後援会 齋藤 智博 主たる事務所の所在地 亘理郡山元町山寺字頭無一六一一七 寺字頭無一六一一六 令和四年四月十九日

早川俊弘後援会 早川 俊弘 代表者の氏名 早川 俊弘 内海 正博 令和四年五月二十七日

宮城県警備業連盟 千葉 英明 主たる事務所の所在地 仙台市泉区野村字野村九五二 仙台市泉区天神沢一丁目四一 令和四年六月十日

宮城県トラック事業政治連盟 庄子 清一 会計責任者の氏名 長南 淳 吉田 雄三 令和四年五月二十四日

○宮選管告示第九十号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和四年七月二十二日

(一) 政党の支部

政治団体の名称、代表者の氏名、解散年月日

日本維新の会衆議院宮城県第一選挙区支部 春藤沙弥香 令和三年十二月三十一日

政治団体の名称、代表者の氏名、解散年月日

村上すすむ後援会 村上 進 代表者の氏名 村上 進 令和四年五月二十三日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

<p>山田和明後援会 ○宮城選挙区第九十一号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和四年七月二十二日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆川 章太郎</p> <p>（資金管理団体） 村上すむ後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 村上 進 資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員</p> <p>報告年月日 4. 3. 22（4. 5. 23解散）</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>山田和明後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 山田 和明 資金管理団体の届出に係る公職の種類 大崎市議会議員</p> <p>報告年月日 4. 3. 22（4. 5. 23解散）</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>（その他の政治団体） 日本維新の会衆議院宮城県第1選挙区支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 春藤沙弥香 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>報告年月日 4. 3. 8（3. 12. 31解散）</p> <p>1 収入総額 1,050,000 本年収入額 1,050,000 2 支出総額 1,050,000</p>	<p>山田 和明 令和四年五月二十三日</p>
<p>3 本年収入の内訳</p> <p>本館又は支部から供与された交付金に係る収入 1,050,000</p> <p>日本維新の会 1,050,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 1,050,000</p> <p>寄附・交付金 900,000</p> <p>その他の経費 150,000</p> <p>○宮城選挙区第九十二号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和四年七月二十二日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆川 章太郎</p> <p>（資金管理団体） 村上すむ後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 村上 進 資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員</p> <p>報告年月日 4. 5. 26（4. 5. 23解散）</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>山田和明後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 山田 和明 資金管理団体の届出に係る公職の種類 大崎市議会議員</p> <p>報告年月日 4. 5. 26（4. 5. 23解散）</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>○宮城選挙区第九十三号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。</p>	<p>3 本年収入の内訳</p> <p>本館又は支部から供与された交付金に係る収入 1,050,000</p> <p>日本維新の会 1,050,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 1,050,000</p> <p>寄附・交付金 900,000</p> <p>その他の経費 150,000</p> <p>○宮城選挙区第九十二号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和四年七月二十二日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆川 章太郎</p> <p>（資金管理団体） 村上すむ後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 村上 進 資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員</p> <p>報告年月日 4. 5. 26（4. 5. 23解散）</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>山田和明後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 山田 和明 資金管理団体の届出に係る公職の種類 大崎市議会議員</p> <p>報告年月日 4. 5. 26（4. 5. 23解散）</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>○宮城選挙区第九十三号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。</p>

令和四年七月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体でなく
なつた年月日

村上 進

村上すすむ後援会

令和四年五月二十三日

山田 和明

山田和明後援会

令和四年五月二十三日